⑮砂防法による禁止又は制限の分係状をす類（分必な合（３））	□有 □無			
⑯地すべり等防止法の許可の得状況示書（可得必な合（３））	□有 □無			
⑰急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の得状況示書（許可が必要な場合（３））	□有 □無			
⑱給開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
⑲その他の１	□有 □無			
⑳その他の２	□有 □無			
㉑その他の３（３）（注３）（注４）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注８）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注９）　本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第５、様式第５の２又は様式第６により届け出ること。

（注１０）発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ｓ：太陽光発電
Ｔ：太陽光発電（ダブル発電）

（注１１）発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置し